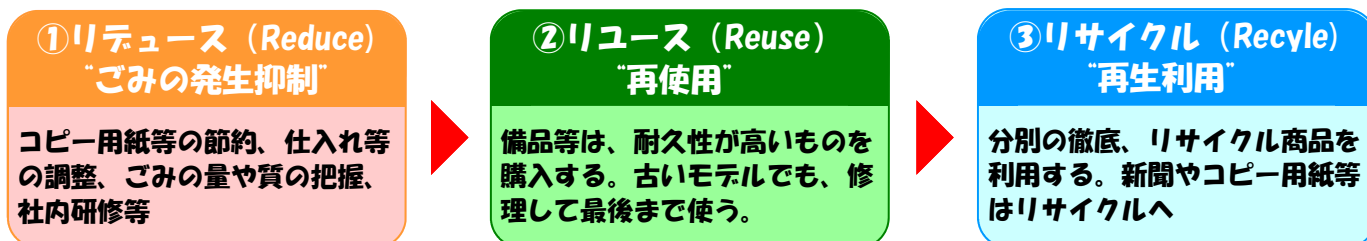


事業系ごみの減量方法

事業者は、**事業系ごみの減量に努めること**が法令により定められています。

1. 3Rの取り組み

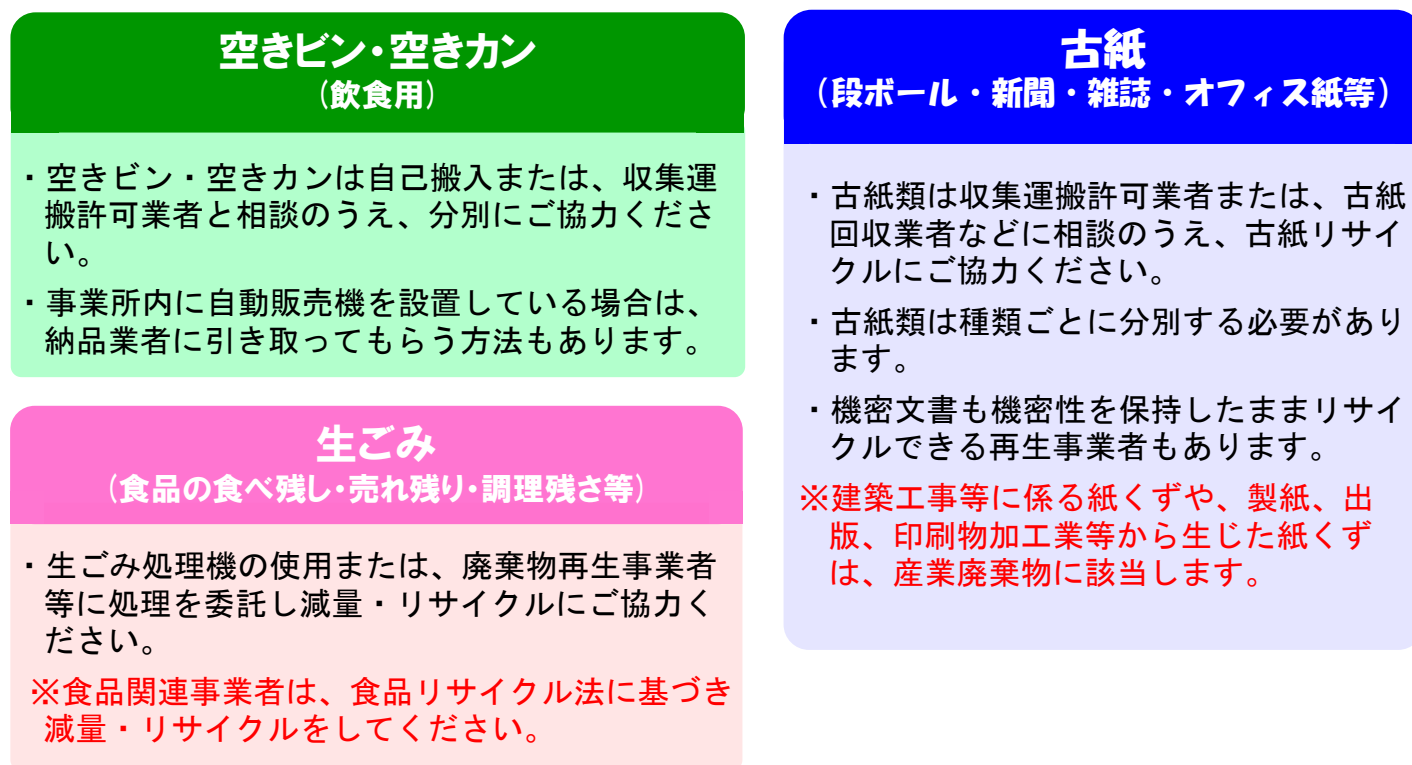
事業系ごみの減量には、3Rの取り組みが重要になります。



2. 分別の推進

事業系ごみとして排出されたものには、資源としてリサイクルできるものがたくさんあります。

市の許可業者または、府に登録されている廃棄物再生事業者等に相談のうえ、ごみの減量・資源化にご協力よろしくお願いします。



お問い合わせ先

岸和田市市民環境部廃棄物対策課

住 所 : 岸和田市土生町2丁目4-30
電 話 : 072-423-9465
F A X : 072-436-0418

※事業系一般廃棄物処理届出書(様式第3号)、多量排出事業所における一般廃棄物減量計画書(様式第1号)、廃棄物管理責任者(選任・変更)届出書(様式第2号)は、下記ホームページからダウンロードしてください。

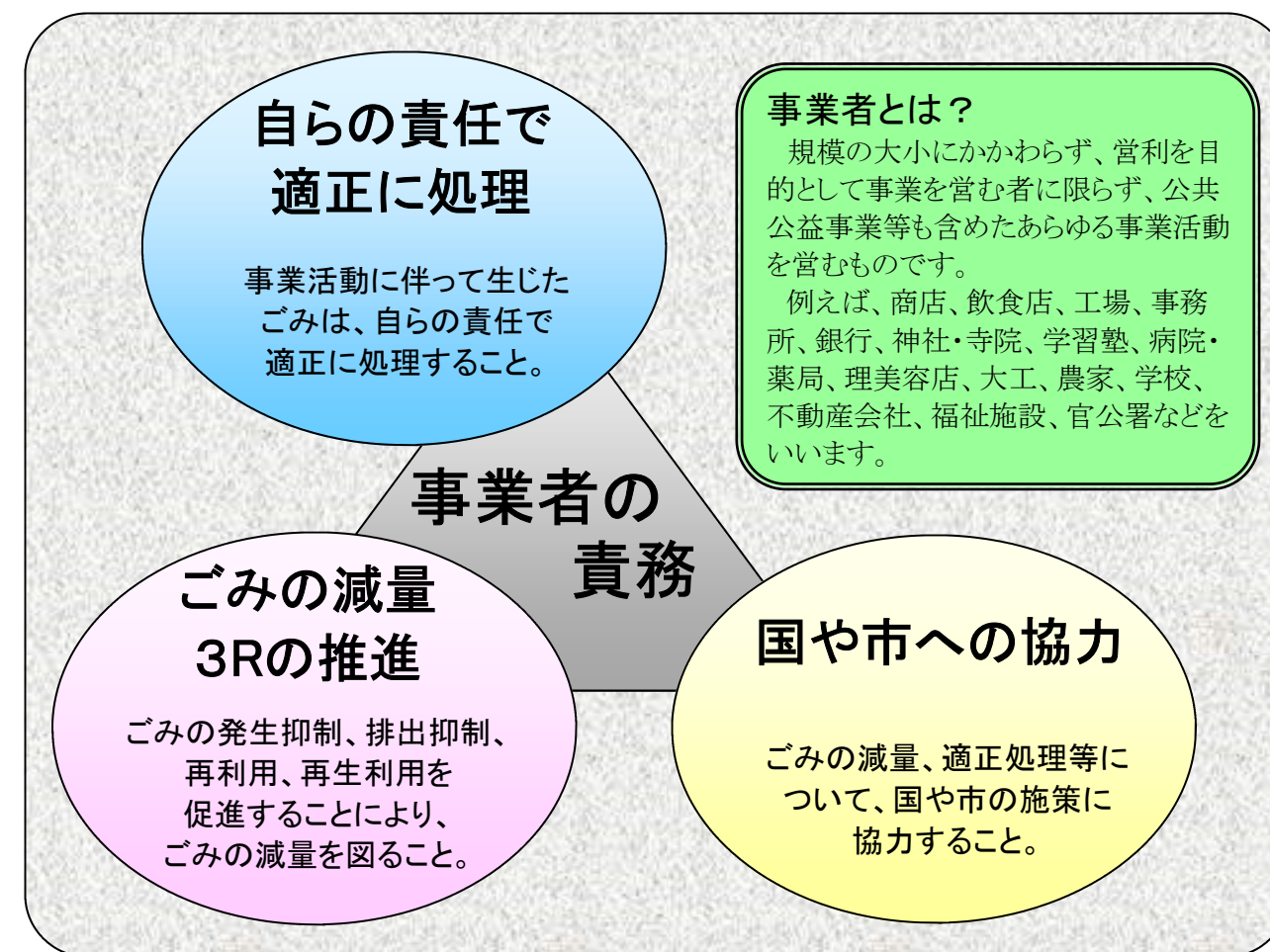
HPアドレス : <http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/170/jigyoukei.html>

事業者の皆さまへ

保存版

事業系一般廃棄物の適正処理について

事業系ごみの減量と適正な処理を推進するため、
皆さまのより一層のご協力をお願いいたします。



『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第3条で、事業者には次の責務があります。

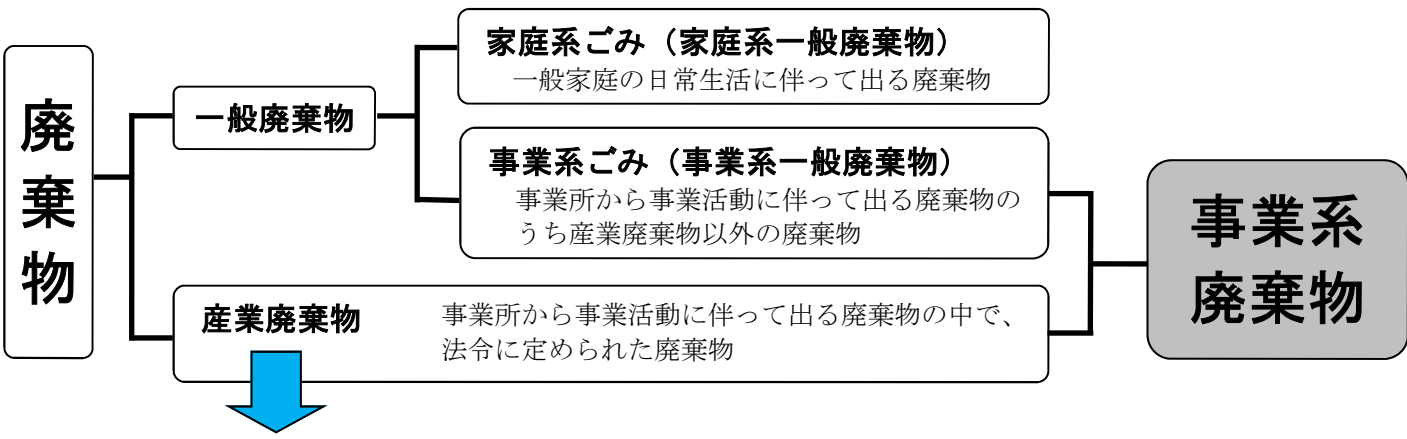
- 1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3) 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

岸 和 田 市

事業系廃棄物（事業所から発生するごみ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、「一般廃棄物」は家庭系と事業系に分類されます。

事業系廃棄物とは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」で、店舗・工場・事務所などの営利を目的とするもののほか、病院・学校・社会福祉施設・官公署などを含めて、事業活動に伴って生じて出る廃棄物のことです。



産業廃棄物の種類

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物の中で法令で定める下表20種類の廃棄物をいいます。

種類	具 体 例	種類	具 体 例
①燃え殻	灰かす、石炭ガラ、コークス灰	⑬紙くず	紙製造業・新聞業・出版業・印刷物加工業等建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるものに限る）
②汚泥	ケミカルスラッジ（製紙スラッジ、めっき汚泥）、下水道汚泥、ベントナイト汚泥、浄水場沈殿汚泥	⑭木くず	木材・木製品製造業等建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるものに限る）
③廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油	⑮繊維くず	繊維工業（衣類等の繊維製品製造業を除く）建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるものに限る）
④廃酸	廃硫酸、廃塩酸	⑯動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑤廃アルカリ	石炭廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液	⑰動物のふん尿	畜産農業
⑥廃プラスチック類	廃発泡スチロール、廃合成繊維、廃写真フィルム、廃ポリ容器	⑱動物の死体	畜産農業
⑦ゴムくず	天然ゴムの切断・裁断くず	⑳ ①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱の産業廃棄物に該当しないもの	
⑧金属くず	古鉄、スクラップ、ブリキ・トタンくず、鉛管くず		
⑨ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	板ガラスくず、破損ガラス、あきビン類、陶器くず、耐火煉瓦くず、コンクリート二次製品、石膏ボード		
⑩鉱さい	高炉等からの残さ、不良鉱石		
⑪がれき類	工作物の新築、改築又は、除去に伴って生じたコンクリート破片・レンガ破片		
⑫ばいじん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト		

産業廃棄物は岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入できませんので、大阪府知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に収集運搬または、処分を委託してください。産業廃棄物処理業者については、大阪府ホームページの「産業廃棄物処理業者名簿」をご確認ください。

大阪府ホームページアドレス： <http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/gyousyameibo/>

産業廃棄物マニフェスト制度
マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しなが、処理の流れを確認するしくみです。それぞれの処理後に、排出事業者が各業者から処理終了を記載したマニフェストを受取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することができます。

事業系ごみの処理

事業者は**廃棄物を自らの責任において適正に処理すること**が義務づけられています。事業系一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、岸和田市貝塚市クリーンセンターへ自己搬入するなど適正に処理をしてください。

1. 市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する。

許可業者名	所在地	電話番号
(株)大八清掃社	岸和田市南上町2丁目23-23	072-422-4583
(株)荻野清掃社	岸和田市紙屋町7-3	072-422-1923
阪南設備工業(株)	岸和田市南上町1丁目28-5	072-422-3324
(株)山本設備	岸和田市三田町209-1	072-445-2062
(株)坂井設備工業所	岸和田市下野町5丁目14-16	072-438-4723
岸和田設備工業(株)	岸和田市並松町8-17	072-423-0062
(株)両国設備	岸和田市上町23-8	072-439-6000
(有)出口設備工業所	岸和田市箕土路町2丁目17-4	072-444-8761
(有)久米田設備	岸和田市小松里町1128-1	072-445-9184

2. 岸和田市貝塚市クリーンセンターに自己搬入する。 （搬入申請書の提出が必要）

施設名	所在地	電話番号
岸和田市貝塚市 クリーンセンター	岸和田市 岸之浦町1番地の2	072-436-5389
受付時間		搬入できるもの
月曜日～金曜日（祝日の場合も含む） 午後1時～午後5時 （できるだけ午後4時30分までに入場してください。） ※土曜日・日曜日・年末年始は受付していません。		家庭系・事業系 一般廃棄物

お願い ※事業系ごみは、家庭系ごみの集積場所に出すことはできません。
※ダンボール箱等での排出はせずに、無色透明・白色半透明のごみ袋を使用してください。

事業系一般廃棄物を排出する事業者は…

「事業系一般廃棄物処理届出書（様式第3号）」の提出
事業活動に伴って生じた事業系ごみを許可業者に処分を委託する場合、または岸和田市貝塚市クリーンセンターに自己搬入する場合は、その処理について事業系一般廃棄物処理届出書（様式第3号）を提出していただく必要があります。

月間2.5トンの事業系一般廃棄物を排出する事業者は…

「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例施行規則」第3条において、**事業系一般廃棄物の排出量が月間2.5トン以上**となる事業者を多量排出事業者と定めています。

多量排出事業者の責務

- ①「多量排出事業所における一般廃棄物減量計画書（様式第1号）」の作成と提出
多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の排出及び再生利用等について減量計画書を作成し、**毎年5月31日までに市に提出**していただくとともに、この計画に基づき事業系一般廃棄物を減量しなければなりません。
- ② 廃棄物管理責任者の選任と届出
多量排出事業者は、廃棄物管理責任者を選任し「廃棄物管理責任者（選任・変更）届出書（様式第2号）」を届け出なければなりません。廃棄物管理責任者は、事業所内の廃棄物の適正処理が行われるよう管理・指導する業務を行います。